

見積依頼公告

下記のとおり見積合せに付します。

記

1. 電子調達システムの利用

本調達は「電子調達システム」(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>) (以下「システム」という。)を利用した見積合せ手続により実施するものとする。ただし、紙又は電子メールによる見積書の提出も可とする。

2. 見積合せに付する事項等

- (1) 調達件名 令和7年度北陸財務局所管普通財産地下工作物撤去工事監理業務
- (2) 履行場所 福井県福井市田原下町9字44番3
- (3) 業務概要 令和7年度北陸財務局所管普通財産地下工作物撤去工事の監理業務を行う。
- (4) 履行期間 契約締結日から業務の対象とする工事目的物引渡しの日まで(ただし、業務の対象とする工事はフレックス方式による工期設定を採用しており、工事完了期限は令和7年11月28日を予定している。)
- (5) 見積書の受領期限 令和7年5月15日(木) 17時15分まで
- (6) 見積合せの日時及び場所 令和7年5月16日(金) 10時00分
金沢市新神田4丁目3番10号 北陸財務局7階管財部調査室
- (7) (5)、(6)については、電子調達システムにおいてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

3. 見積合せに参加する者(以下「参加者」という。)に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8年度財務省北陸地区競争参加資格審査において、業種区分が「建築士事務所」で「B」又は「C」等級に格付けされている者、又は、当該競争参加資格を有していない者で、見積書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登載された者であること。なお、本見積合せについて、一の会社(法人)からは一の見積書提出しかできない。
- (4) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。
- (5) 競争参加資格が確認された後、見積合せのときまでに、各省各庁から指名停止等を受けた者でないこと。
- (6) 当局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められる者でないこと。
- (7) 当局の契約担当官等が実施した入札等の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしはその他、入札等の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約相手方として不相当であると認められる者でないこと。
- (8) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされておらず、かつ民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争参加資格の再審査を受けている者(再認定後の競争参加資格による)であること。
- (10) 仕様書に示された項目について、全て仕様書に基づき履行可能であること。

(11) 見積合せに参加するために必要な次の証明書等及び見積書を上記 2. (5) の期限までに提出した者であること。

【証明書等】

- ・指名停止等に関する申出書
- ・誓約書

(12) その他の条件については、下記 5. (1) に示す場所において説明する。

4. 仕様書等の交付期間及び方法

(1) 交付期間 公告日～令和 7 年 5 月 14 日（水）まで

平日 8 時 30 分～12 時 00 分及び 13 時 00 分～17 時 15 分

(2) 交付方法 原則、電子メール又はオンラインストレージを利用した交付とする。交付を希望する者は以下の内容にて choutatsu@hr.lfb-mof.go.jp（「l」は英小文字の「エル」）宛てに(1)の期間中にメールを送付すること。当局からは、受信したメールアドレス宛てに返信する。

件 名：「令和 7 年度北陸財務局所管普通財産地下工作物撤去工事監理業務」の仕様書等交付願

メール本文：参加者の住所

氏名（法人の場合は、その名称又は商号）

担当者氏名

担当者連絡先

添付ファイル：等級決定通知書（写）又は登録通知書（写）

5. 見積書等の提出場所等

(1) 見積書及び証明書等（以下「見積書等」という。）の提出場所及び契約条項を示す場所

〒921-8508 金沢市新神田 4 丁目 3 番 10 号 金沢新神田合同庁舎 6 階

北陸財務局会計課経理係

(2) 見積書等の提出

見積書等は、次のいずれかの方法により提出すること。

① システムによる提出

見積書については、システムで定める手続きに従い、上記 2. (5) の期限までに提出すること。

証明書等については、上記 2. (5) の期限までに紙又は電子メールにより提出すること。

② 紙又は電子メールによる提出

紙による提出の場合は、証明書等を上記 2. (5) の期限までに紙又は電子メールにて提出の上、見積書を封筒に入れ糊付けし、封筒表面に氏名（法人の場合は名称又は商号）、見積合せ日及び調達件名「令和 7 年度北陸財務局所管普通財産地下工作物撤去工事監理業務に係る見積書等在中」を記載の上、上記 2. (5) の期限までに、上記(1)の場所へ持参又は郵送により提出することとし、郵送の際は送達過程が記録される簡易書留等により提出すること。

電子メールによる提出の場合は、見積書等をメールに添付し、メール件名を「令和 7 年度北陸財務局所管普通財産地下工作物撤去工事監理業務に係る見積書等」と記載の上、上記 2. (5) の期限までに提出すること。

6. 契約保証金

契約保証金は契約金額の 10%以上の額。

7. 見積書の記載金額について

契約相手方決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約価格とするので、参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

8. 見積書の無効

本公告に示した参加者に必要な資格のない者が提出した見積書及び見積合せに関する条件に違反した見積書は無効とする。

9. 契約書等の作成

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

10. その他

(1) 本件監理業務の契約締結は、対象工事となる令和7年度北陸財務局所管普通財産地下工作物撤去工事の契約締結をもって行うものとする。

(2) 仕様書等の交付を受ける際は、以下の事項を了承すること。

① 当局から配付された仕様書等により知り得た一切の秘密情報について、協力企業、下請企業及び各企業の社員等を含め、その秘密性を守り本件見積合せ参加及び本件業務以外の目的で使用しないこと。

② ①に違反し、当局又は国に損害を与えた場合、損害賠償の責を負うこと。

③ ①に違反し、当局が競争参加資格停止等の措置に係る調査を実施する場合は、それに協力すること。

以上 公告する。

令和7年4月23日

支出負担行為担当官
北陸財務局総務管理官 籠 康太郎